

## 災害時における無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）とヒロボ一株式会社（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合における無人航空機による災害応急対策活動に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

第1条 甲が乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、無人航空機による災害応急対策活動の協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を必要とする理由
- (2) 活動場所
- (3) 活動日時
- (4) その他必要となる事項

### （協力の実施）

第2条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

### （報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに無人航空機による災害応急対策活動の実施報告書（様式第2号）により、次の事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、その後速やかに各報告書を提出するものとする。

- (1) 活動場所
- (2) 活動日時
- (3) 活動結果
- (4) その他必要となる事項

### （経費の負担）

第4条 無人航空機による災害応急対策活動の協力を要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

### （連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者をおくものとする。

### （協議事項）

第6条 この協定の実施についての必要事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

### （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から効力を有するものとし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2017年（平成29年）7月25日

甲 福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 枝廣 直幹

乙 府中市本山町530番地214  
ヒロボ一株式会社  
代表取締役 中井 保